

# つがる西北五広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例

平成28年12月22日条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第7条第1項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(任期の更新)

第3条 任命権者は、法第7条第1項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

(給与に関する特例)

第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
	円
1	3 7 5 , 0 0 0
2	4 2 2 , 0 0 0
3	4 7 2 , 0 0 0
4	5 3 3 , 0 0 0
5	6 0 8 , 0 0 0
6	7 1 0 , 0 0 0
7	8 3 0 , 0 0 0

- 2 特定任期付職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを前項の給料表に掲げる号給に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、次に定めるとおりとする。
- (1) 1号給 高度の専門的な知識経験に基づき業務を行う職務
- (2) 2号給 高度の専門的な知識経験に基づき困難な業務を行う職務
- (3) 3号給 高度の専門的な知識経験に基づき特に困難な業務を行う職務
- (4) 4号給 特に高度の専門的な知識経験に基づき特に困難な業務を行う職務
- (5) 5号給 特に高度の専門的な知識経験に基づき特に困難かつ重要な業務を行う職務
- (6) 6号給 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見に基づき特に困難かつ重要な業務を行う職務
- (7) 7号給 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見に基づき特に困難かつ特に重要な業務を行う職務
- 3 任命権者は、特定任期付職員の号給を、当該特定任期付職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。
- 4 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難いときは、同項及び前項の規定にかかわらず、連合長の承認を得て、その給料月額を同表に定める7号給の給料月額にその額と同表に定める6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の指定職俸給表8号俸の額未満の額に限る。）又は同法の指定職俸給表8号俸の額に相当する額とすることができる。
- 5 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。
- 6 第3項の規定による号給の決定、第4項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

一部改正〔平成29年6号・30年3号・令和元年7号〕

（給与条例の適用除外等）

第5条 つがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例（平成11年つがる西北五広域連合条例第12号。以下「給与条例」という。）第5条及び第7条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

- 2 特定任期付職員に対する給与条例第4条、第13条、第14条第1項、第16条第1項及び第18条の規定の適用については、給与条例第4条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、つがる西北五広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年つ

がる西北五広域連合条例第7号)第4条第5項に規定する特定任期付職員業績手当」と、第13条中「職員」とあるのは「職員(つがる西北五広域連合一般職の任期付職員の採用に関する条例第4条第1項に規定する特定任期付職員を含む。)」と、第14条第1項中「管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当」とあるのは「通勤手当、期末手当」と、「その者が派遣元の職員として在職した場合に適用される規定を適用する」とあるのは「五所川原市職員の給与に関する条例(平成17年五所川原市条例第44号)の規定の適用を受ける職員の例による」と、第16条第1項中「派遣職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、「その者が派遣元の職員として休職にされた場合に受けるべき」とあるのは「五所川原市職員の給与に関する条例の規定の適用を受ける職員の例により」と、第18条中「派遣職員」とあるのは「特定任期付職員」と、「その者が派遣元の職員として在職した場合に」とあるのは「五所川原市職員の給与に関する条例の規定の適用を受ける職員の例により」とする。

3 前項の規定により、五所川原市職員の給与に関する条例の規定の適用を受ける職員の例によることとされる特定任期付職員の期末手当の支給率は、五所川原市職員の給与に関する条例第27条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の157.5」とする。

4 第2条第2項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「一般任期付職員」という。)に対する給与条例第5条第2項、第7条第1項及び第3項、第14条第1項並びに第16条第1項並びに第18条の規定の適用については、給与条例第5条2項中「派遣職員」とあるのは「職員」と、第7条第1項中「派遣職員」とあるのは「一般任期付職員」と、「その者が派遣元の職員として在職した場合に受けるべき」とあるのは「五所川原市職員の給与に関する条例(平成17年五所川原市条例第44号)の適用を受ける職員の例により決定された」と、同条第3項中「派遣職員」とあるのは「一般任期付職員」と、「その者が派遣元の職員として在職した場合に適用される基準を適用する」とあるのは「五所川原市職員の給与に関する条例の規定の適用を受ける職員の例による」と、第14条第1項中「その者が派遣元の職員として在職した場合に適用される規定を適用する」とあるのは「五所川原市職員の給与に関する条例の規定の適用を受ける職員の例による」と、第16条第1項中「派遣職員」とあるのは「一般任期付職員」と、「その者が派遣元の職員として休職にされた場合に受けるべき」とあるのは「五所川原市職員の給与に関する条例の規定の適用を受ける職員の例により」と、第18条中「派遣職員」とあるのは「一般任期付職員」と、「その者が派遣元の職員として在職した場合に」とあるのは「五所川原市職員の給与に関する条例の規定の適用を受ける職員の例により」とする。

一部改正〔平成30年3号・令和元年7号・2年7号・3年5号〕

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月22日条例第6号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後のつがる西北五広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年12月20日条例第3号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後のつがる西北五広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則 (令和元年12月25日条例第7号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後のつがる西北五広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年11月30日条例第7号)

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年11月29日条例第5号)

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。